

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成28年
(2016年) 9月5日
毎月3回5の日に発行
(購読料は会費に含む)

第1987号

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 井原 好英

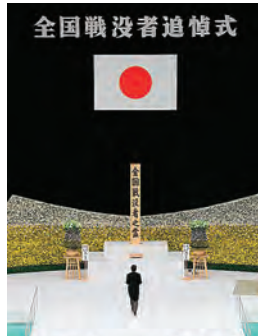
http://www.si-gichokai.jp

市議会旬報

終戦から
71年

全国戦没者追悼式

岡下会長も参列し黙とうをささげる



献花をする安倍総理

【出典=首相官邸ホームページ】



式辞を述べる安倍総理

【出典=首相官邸ホームページ】

71回目の終戦記念
日を迎えた8月15日、
政府主催の全国戦没
者追悼式が日本武道
館で行われ、岡下勝
彦会長（高松市議会
議長）が参列し、戦
没者を慰霊した。

追悼式では、天皇
皇后両陛下のご臨席
を仰ぎ、遺族の方々
をはじめ、内閣総理
大臣、衆議院議長、
参議院議長、最高裁
判所長官、国務大臣

天皇陛下おことば

本日、「戦没者を追悼し平
和を祈念する日」に当たり、
全国戦没者追悼式に臨み、さ
きの大戦において、かけがえ
のない命を失った数多くの入
々とその遺族を思い、深い悲
しみを新たにいたします。

終戦以来既に71年、国民の
たゆみない努力により、今日
の我が国の平和と繁栄が築き
上げられました。が、苦難に満

ちた往時をしのぶとき、感慨
は今なお尽きることがありま
せん。

ここに過去を顧み、深い反
省とともに、今後、戦争の惨
禍が再び繰り返されないこと
を切に願ひ、全国民と共に、
戦陣に散り戦禍に倒れた人々
に対し、心から追悼の意を表
し、世界の平和と我が国の一
層の発展を祈ります。

【出典=宮内庁ホームページ
(原文のまま掲載)】

全国戦没者追悼式式辞

本日ここに、天皇皇后両陛
下の御臨席を仰ぎ、全国戦没
者追悼式を挙行するにあたり
政府を代表し、慎んで式辞を
申し上げます。

あの、苦烈を極めた先の大
戦において、祖国を思い、家
族を案じつつ、戦場に斃られ
れた御霊、戦禍に遭われ、あ
るいは戦後、遙かな異郷に亡
くなられた御霊、皆様の尊い
犠牲の上に、私たちが享受す
る平和と繁栄があることを、
片時たりとも忘れません。衷
心より、哀悼の誠を捧げると
ともに、改めて、敬意と感謝
の念を申し上げます。

未だ、帰還を果たされてい
ない多くの御遺骨のことも、
脳裡から離れることはありません。
おひとりでも多くの方
々が、ふるさとに戻っていた
だけるよう、全力を尽くしま
す。

各政党代表、関係団体の代表
などが参列。戦没者に対し、
追悼の誠をささげた。
安倍総理の式辞の後、正午

に参列者全員で1分間の黙と
うをささげ、天皇陛下がおこ
とばを述べられた。続いて、
衆参両院議長、最高裁長官、
遺族代表が追悼の辞を述べ、
参列者による献花が行われた。
政府は、半旗の掲揚と黙と
うの励行について、各都道府
県知事・市区町村長などに協

力を依頼した。
追悼式は、昭和57年4月13
日に閣議決定した「『戦没者
を追悼し平和を祈念する日』
について」に基づき、先の大
戦で亡くなられた方々を追悼
し、平和を祈念するため、政
府主催で毎年8月15日に日本
武道館において実施している。

我が国は、戦後一貫して、
戦争を憎み、平和を重んじる
国として、孜孜として歩ん
でまいりました。世界をよりよ
い場とするため、惜しみない
支援、平和への取り組みを、
積み重ねてまいりました。
戦争の惨禍を決して繰り返
さない。

これからも、この決然たる
誓いを貫き、歴史と謙虚に向
き合い、世界の平和と繁栄に
貢献し、万人が心豊かに暮ら
せる世の中の実現に、全力を
尽くしてまいります。明日を

生きる世代のために、希望に
満ちた国の未来を切り拓いて
まいります。そのことが、御
霊に報いる途であると信じて
疑いませぬ。
終わりに、いま一度、戦没
者の御霊に永久の安らぎと、
御遺族の皆様には、御多幸を、
心よりお祈りし、式辞といた
します。

平成二十八年八月十五日
内閣総理大臣 安倍晋三
【出典=首相官邸ホームペー
ジ(原文のまま掲載)】

定数
報酬

調査を取りまとめ

2・3面

本会は7月に「市議会議員
定数に関する調査結果」「市
議会議員報酬に関する調査結
果」を取りまとめ、9月6日
に全市に発送する。両調査は、
27年12月31日現在における全

国813市区を対象にオンラ
イン調査により行った(回収
率は両調査ともに100%)。
調査結果は本会ホームページ
に掲載している。

【2・3面に記事】

定数に関する調査結果

議員実数の状況

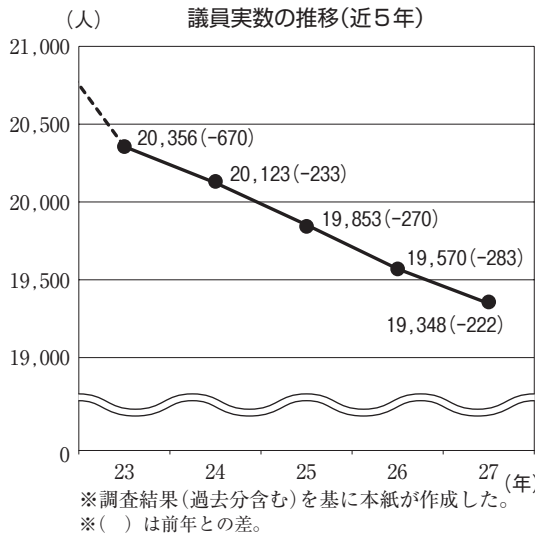
調査結果によると、27年12月31日現在における全国813市区議会議員の実数は1万9348人、1市当たり23.8人であった。前年・26年の1万9570人と比べると22人の減となった。

本紙の調べでは、222人減少の内訳は、①議員定数減(151市・373人)に伴う実数減が277人。②ほかに、市長選挙の立候補、一身上の都合による辞職などによる減が136人。③これに、

議員定数に満たなかった議員数が一般選挙や補欠選挙により、定数に達することによる増が191人。増加(③)から減少(①・②)を引いて、222人となる。27年は統一地方選挙だったため、③のうち一般選挙に伴う増が多かった。なお、議員定数減(373人)と定数減に伴う実数減(277人)に差(96人)が生じたのは、定数削減条例の適用前(一般選挙前)に、既に、96人の議員が退職しているため。

議員実数は、合併特例(在

グラフ



表②

区分	市区数	平均報酬月額[単位:万円] (対前年伸び率、▲はマイナス)	
		議長	議員
5万人未満	263	41.15 (0.61%)	32.98 (0.61%)
5~10万人未満 (特別区除く)	262	47.15 (0.21%)	38.75 (0.26%)
10~20万人未満 (特別区除く)	153	55.01 (▲0.20%)	45.92 (▲0.13%)
20~30万人未満 (特別区除く)	41	64.27 (▲0.46%)	53.97 (▲0.66%)
30~40万人未満 (特別区除く)	23	68.38 (0.90%)	58.64 (0.90%)
40~50万人未満 (特別区除く)	20	73.72 (▲0.39%)	62.12 (▲0.54%)
50万人以上 (特別区・指定都市除く)	8	77.03 (0.56%)	64.85 (1.15%)
特別区	23	91.48 (0.41%)	60.71 (0.17%)
指定都市	20	92.88 (0.75%)	77.01 (1.05%)
指定都市 (名古屋市除く)	19	95.14 (0.77%)	78.43 (0.80%)
全国平均	813	51.50 (0.39%)	42.00 (0.45%)

※調査結果から抜粋して作成した(「指定都市(名古屋市除く)」の欄は本紙が追加)。
※平均報酬月額は、十円単位を四捨五入している。
※伸び率は、小数点以下第三位を四捨五入している。

2年連続増額の内容を見ると、26年は25年と比べて、議長・議員とも、特別区を除く全ての人口段階で増額であったが、27年では、26年と比べて、人口10~20万人未満、20~30万人未満、40~50万人未満(いずれも特別区除く)の

人口別の平均額

20年の額(議長51.7万円、議員42.1万円)を上回ってはいない。

報酬に関する調査結果

議員報酬の平均額

調査結果によると、27年12月31日現在における全国813市区の議長、副議長、議員

それぞれ報酬月額の全国平均、人口段階別の平均を表にまとめている。このうち、議長報酬が51.50万円(対前年比0.39%増)、

本紙の調べでは、平均報酬額は、21年から25年まで減

それぞれ報酬月額の全国平均、人口段階別の平均を表にまとめている。このうち、議長報酬が42.00万円(同0.19万円増)となつて

表①

年	26年		27年	
	市区数	1市平均	市区数	1市平均
5万人未満	262	17.9人	263	17.7人
5~10万人未満	267	21.9人	263	21.4人
10~20万人未満	156	26.5人	155	26.0人
20~30万人未満	45	32.5人	48	31.3人
30~40万人未満	25	37.6人	27	37.0人
40~50万人未満	23	40.7人	21	39.7人
50万人以上	13	46.9人	16	45.8人
指定都市	19	61.2人	20	59.3人
合計・1市平均	810	24.4人	813	24.1人

※調査結果(26年分含む)を基に本紙が作成した。

任・定数)を満了した市が多かった19年から減少し続けている。近5年の議員実数の推移をみると(グラフ参照)、23年から毎年200人台の減少が続いている。また、統一地方選挙のあった23年は、22年と比べて670人の減少であったが、今回、調査の対象となった27年は、同様に統一

地方選があった中、26年と比べて、222人の減少にとどまっている。

議員定数の状況

27年12月31日現在、813市区の市区議会議員の定数は1万9556人、1市当たり24.1人(前年24.4人)であった。

26年(合併特例法を適用していない810市区を対象)と比べて、全ての人口段階で1市当たりの定数が減少している(表①参照)。

【2面から続く】

区分で議長・議員ともに減額となっている(表②参照)。また、伸び率も、人口段階別議長・議員別でそれぞれ異なっている。

人口別の最高・最低額

調査結果では、議長、副議長、議員それぞれの議員報酬月額、最高額・最低額についても、人口段階別に表にまとめてある。このうち議長と議員の最高額・最低額は表③の通り(本紙では、指定都市の

最低額の欄は名古屋市を除いた最低額を示し、26年から増額となった額に二重線、減額となった欄に網掛けを付した)。本紙の調べでは、26年から増減した区分があるが、多くは同額だった。

表③ (単位:万円)

Table with 5 columns: 区分, 議長 (最高額, 最低額), 議員 (最高額, 最低額). Rows include population categories like '5万人未満', '50万人以上', and '特別区'.

*名古屋市の議長・議員の最低額はともに50.00万円。
※調査結果から抜粋して作成した(二重線、網掛けは本紙が追加)。
※前年と比較し、増額となった額に二重線、減額となった欄に網掛けを付した。

提案募集で第一次回答を公表

―三議長会が回答を提出―

内閣府は8月3日(一部は9日)、28年の提案募集方式について、関係府省の第一次回答を公表した。このうち、本紙1983号で取り上げた提案団体が市のみとなる重点事項10件(同号4面参照)について、表にまとめた(下表参照)。第一次回答などの提案募集の状況、提案募集に関する会議等について、内閣府ホームページ(http://www.cao.go.jp/bunke

n-suishin/teianbosyu/2016/index-h28.html)から閲覧できる。第一次回答を受け、内閣府地方分権改革推進室から地方六団体にに対し、意見照会があり、本会はじめ議会三団体は8月22日付けで「『平成28年地方分権改革に関する提案募集に係る意見照会』に対する回答について」を提出した(【回答】参照)。

なお、8月2日から8日に

議会人事

- ▽議長 柴田清行(8・9)
▽副議長 澤野伸(8・10)
▽長浜 柴田光男(8・9)
▽刈谷 加藤肇昭(8・10)
▽可児 板津博之(8・10)

かけて、提案募集検討専門部会で集中ヒアリングが行われている。
【回答】
各地方公共団体等からの提案に対する各府省の第一次回答は、「対応は困難」や「適切ではない」等、消極的なものが多いを占め、今後、各府省

が第2次回答を示す際には、地方の意見を十分踏まえ改めて検討を行い、提案事項の実現を図ること。
なお、提案事項のうち、議会の議決事項に係るものについては、二元代表制における議会の権能を踏まえて慎重に対応すべきものであること。

9月5日現在の都市数 813団体
うち
指定都市 20市
中核市 47市
施行時特例市 37市
一般市 686市
特別区 23区

表 提案団体が市のみとなる重点事項

Table with 3 columns: 提案団体, 提案名, 第1次回答の概要. Rows include items like '都市公園に設置できる施設に関する規制緩和' and '児童館、地縁団体の会館施設は、現行施行令で設置可能。ただし、設置が不適當な場合もある。'

※提案募集検討専門部会(第39回~第43回)の資料を基に本紙が作成

市議会議員の皆様のための福利厚生制度

全国市議会議員医療保険制度のご案内

(団体総合生活保険)医療補償・がん補償

病気の保険

団体割引
20%適用
50~54歳の場合は、**3,710円**
(初年度)

全国市議会議員医療保険制度の5つのポイント!



- Point 1** 医師の診査は不要。加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。
(ただし、告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。)
- Point 2** 持病や治療歴があっても条件付きで、ご加入できる場合があります。
※詳しくは加入依頼書の「告知の大切さに関するご案内」をご確認ください。また、保険金のお支払いがあっても、次年度以降も引き続き更新していただけます。
- Point 3** ご本人と併せて「配偶者」の方もご加入いただけます。
市議会議員ご本人だけでなく「配偶者」の方も団体割引20%が適用されます。
- Point 4** 退職後も更新加入できます!
※更新の場合に限り、ご本人、配偶者ともに80歳までご加入いただけます。退職者の方は新たにご加入できません。
- Point 5** 充実したサービス(自動セット)により安心をお届けします!
※サービスの詳細は、パンフレット2ページ「サービスのご案内」をご参照ください。

メディカルアシスト ティリーサポート

ご案内 全国市議会議員医療保険制度

全国市議会議員互助会

全国市議会議員互助会は、全国の市議会議員の皆様を会員とし、相互扶助を目的に運営されています。

現在、任意加入の保険として、疾病やけがによる入院・手術を補償する「全国市議会議員医療保険制度」と、傷害総合保険である「全国市議会議員団体補償制度」の事業を行っております。

今回は、「全国市議会議員医療保険制度」について、ご案内いたします。

本制度は、市議会議員の皆様が万が一疾病を患ったり、けがを被った際や、がんや診断された際の「早期発見・早期治療・早期復職」をサポートする安心の医療保険制度です。

疾病・けが・がん等の補償のほか、電話にて各種医療に関する相談に応じる「メディカルアシスト」や、介護・健康等生活に関する情報を提供する「ティリーサポート」などの無料のサービスも充実しております。

加入日時時点で市議会議員であれば、どなたでも加入資格があり、本人と併せて配偶者の方も加入することができま

す。加入に際して医師の審査は不要で、健康状態の告知のみで加入できます。持病や治療歴があっても、条件付きで加入できる場合があります。

保険期間は、毎年1月1日午後4時からの1年間で、中途加入のお申し込みも随時受け付けております。

更新の際は、特段のお申し出がない限り毎年自動更新いたします。保険期間中に病気等で保険金を受け取っても、補償内容に制限がかかることなく継続して加入できます。

毎月の保険料は、年齢別に区分されておりませんが補償内容は一律となっております。新規、更新ともに80歳まで加入ができ、退職後も継続加入ができます。団体割引20%が適用されているため、通常より割安な保険料にて補償を提供しております。

詳しくは、パンフレット(平成28年8月17日付けにて各市議会事務局に送付)をご覧ください。資料請求は無料ですので、全国市議会議員互助会・全国市議会議員協議会までお気軽にご連絡ください(☎03-3262-1523)。

補償内容

医療補償(疾病・傷害)	入院	病気やケガで入院したときに、1日目から保険金をお支払いします。 <small>※1回の入院について120日を限度とします。</small>	1万円
	手術	病気やケガで手術をしたときに、保険金をお支払いします。 <small>※傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。 *1 対象となる重大手術については、別紙「補償の概要等」をご確認ください。</small>	重大手術*1 40万円 ・重大手術以外で入院中の手術 10万円 ・重大手術以外で入院中以外の手術 5万円
	放射線治療	病気やケガで放射線治療を受けたときに、保険金をお支払いします。 <small>※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払いを限度とします。</small>	10万円
	先進医療	病気やケガで先進医療*2を受けたときに、保険金をお支払いします。 <small>*2 対象となる先進医療については、別紙「補償の概要等」をご確認ください。</small>	10万円~610万円
	がん	がん診断確定*3されたときに、保険金(一時金)をお支払いします。 <small>*3 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。(初年度待機期間 90日)</small>	100万円

●がんのリスクに備えてがん診断保険金でがんにかかる費用に備えます。
●初期のがんでも「上皮内新生物」も補償の対象となります。また、「白血病」もがんに含まれますので、補償の対象となります。

●再発・転移してもがん診断保険金は初めてがんと診断されたときはもちろん、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、それまでのお支払回数にかかわらずお支払いします。
※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以上であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。